

別紙 記録の保存期間の取扱い

(平成30年4月作成)

「居宅介護支援」

1. 田辺市基準 (田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む)

田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例 (抄)

(記録の保存期間)

第5条 基準省令第29条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

※ 基準省令：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年3月31日 厚生省令第38号)

第29条

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取扱い

種類	文書	完結日(始期)
居宅サービス計画 (ケアプラン)	(基準省令第29条第2項第2号イ) 第1表：「居宅サービス計画書(1)」 第2表：「居宅サービス計画書(2)」 第3表：「週間サービス計画表」 第4表：「サービス担当者会議の要点」 第5表：「居宅介護支援経過」 第6表：「サービス利用表(兼居宅サービス計画)」 第7表：「サービス利用票別表」	保存期間の完結日(始期)は、計画の目標期間「※第2表：居宅サービス計画書(2)の短期目標」の最終月の翌々々の1日
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	(基準省令第29条第2項第1号) 第13条13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	保存期間の完結日(始期)は、サービス提供月の翌々々の1日
アセスメントの結果の記録	(基準省令第29条第2項第2号ロ) 第13条7号に規定するアセスメントの結果の記録	
サービス担当者会議等の記録	(基準省令第29条第2項第2号ハ) 第13条9号に規定するサービス担当者会議の記録	
モニタリングの結果の記録	(基準省令第29条第2項第2号ニ) 第13条14号に規定するモニタリングの結果の記録	
市町村への通知に関する記録	(基準省令第29条第2項第3号) 利用者が不正行為等により保険給付を受給または受給を受けようとした場合等に該当するなど、第16条に規定する市町村への通知に関する記録	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々の1日
苦情の内容等の記録	(基準省令第29条第2項第4号) 居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及び家族からの苦情の内容等、第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録	記録の作成日の属する月の翌月の1日
事故に関する記録	(基準省令第29条第2項第5号) 第27条第2項に規定する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	

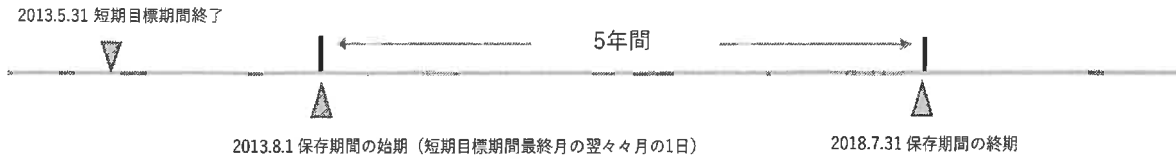
留意事項

・基準省令の解釈通知【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)】の対応箇所もご確認ください。対応箇所が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

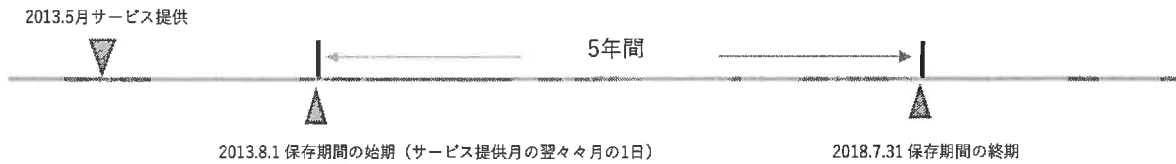
・上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存の取扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

(例1) 居宅サービス計画の場合



(例2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録



(例3) 苦情の内容等の記録

